三滝西系取水井水位計取替工事仕様書

特記仕様書

平成２２年度

四日市市上下水道局

三滝西系取水井水位計取替工事　特記仕様書

四日市市上下水道局

第１章　　総　　則

第　１条　　本工事は、四日市市上下水道局三滝西２号取水井、三滝西３号取水井、三滝西４号取水井に設置されている、水位計一式の設計製作、納入、取替工事、を行うものである。

請負者は本市工事執行規則及び本仕様書を遵守し、三重県（平成２１年７月）「三重県公共工事共通仕様書」を準用し、施工するものとする。

第　２条　　工　期

平成２２年１２月１５日　限り

第　３条　　設計図書優先順位

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

（１）現場説明事項及び協議指示書
（２）本特記仕様書
（３）設計図書等
（４）三重県公共工事共通仕様書

第　４条　　疑義の解釈

本仕様書の解釈及び施工上の詳細について、疑義を生じた場合は、すべて本局の解釈のとおりとする。

第　５条　　仕様書の詳細

５－１　本仕様書は工事仕様の大要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。

５－２　請負者は本仕様図書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは安全上当然必要と認められる軽微なものは、請負者の責任において請負額に増減なく施工するものとする。

５－３　負荷の性質、特性を十分配慮の上設計制作するものとし、又納入機器の製造業者が異なる場合は特に密接なる連絡をとって調和のとれたものとして納入のこと。

第　６条　　保　　証

本工事設置機器の保証期間は、完成認定の日から満１ヶ年とする。但し天災地変等本局が止むを得ないと認めた場合はこれを除外する。本工事設置機器の設計製作及び材料並びに設置等に起因すると認められる故障及び機能低下等を生じた

場合は、請負者において本局の指定する期間内に無償にて修理又は新品と交換すること。

第　７条　関係官公庁への諸手続

工事施工のため必要となる関係官庁その他に対する諸手続は請負者において遅滞なく行うこと。

なお必要なる費用は請負者の負担とする。

第　８条　下請工事施工

工事の一部を下請業者で施工する場合は、できる限り本市の市内業者で施工すること。

第　９条　承諾図書

本工事施工に必要な設計図書一式を装置製作に先立ち速やかに４部提出し、本局の承諾を受けること。なお、納入仕様書の承諾後、同章第３条「仕様の詳細」に基づき仕様の変更が生じた場合は、直ちに変更納入仕様書を提出して本局の承諾を受けること。

第１０条　完成図及び取扱説明書

１０－１　完成図書及び取扱説明書は製本の上、４部提出すること。また、その構成サイズ等については本局の指示を受けること。

第１１条　工事写真

工事着手前・施工中及び完成時の写真を撮影し、工事完成届と共に大きさをサービスサイズとしてＡ－４版写真帳に整理して１部提出すること。

１１－１　黒板に撮影対象を要領よく必要事項を記入の上撮影のこと。

参考

工事場所	
工事名	
撮影箇所	
工種	
寸法・概略	
施工業者	

１１－２　撮影内容と頻度

工事写真のみで本工事の施工経緯を含め工事の全容を把握できることを念頭において撮影すること。

第１２条　適用規格

本工事の設計製作及び試験等に関し特殊なものを除き下記の規格を適用すること。

電気設備に関する技術基準
内線規程
電力会社供給規格
日本工業規格（ＪＩＳ）
電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
日本電気工業会標準規格（ＪＥＭ）
その他関連法令、条例、規格

なお、上記規格基準に制定なきものは本局の指示を受けること。

第１３条　検査及び試験

検査及び試験は「第１２条適用規格」を基準とし、これらに規格基準制定のなきものは、本局仕様書の該当各項及び本局の指示に従うものとする。

なお、試験にかかる費用は請負者の負担とする。

１３－１　製作工場立会検査及び試験

製作工場においての立会検査は行わない。但し、本工事で使用する主要材料（機器）については製作完了後、速やかに試験績書を提出し監督職員の確認を受けるものとする。

１３－２　現場試験

現場において施工される据付・組立及び加工についての試験・検査及び総合試験を行うもので、本工事関連物件との組み合わせ試験も含むものとする。

なお、試験実施に当たっては、本局の立合確認を求めること。

１３－３　竣工検査

本工事完成に必要な検査であって、検査職員の指示に従って実施すること。

第１４条　産業廃棄物

本工事で発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「再生資源の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。

１４－１　産業廃棄物処理承認願を提出すること。

１４－２　建設リサイクル法の対象となる工事については、契約書の別添文書の記載事項について工事担当課で確認を受けた上で、契約書に記載したものを四日市市上下道局総務課管財契約係に提出すること。

第１５条　工事実績情報サービス

請負者は、受注時において工事負担金が５００万円以上２，５００万円未満の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注時に工事実績情報

として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた上１０日以内に登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、２，５００万円以上の工事については従来どおり）また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

第１６条　建設業退職金共済制度

請負者は、受注時において工事請負金額が５００万円以上の工事については建設業退職金共済制度の掛金収納書を提出すること。

なお他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。

第１７条　施工地名

四日市市高角町及び菅原町地内
三滝西２号井　四日市市高角町字中川原２８９８
三滝西３号井　四日市市菅原町字南川原６８の１
三滝西４号井　四日市市高角町字藤蔵川原１１８６

第１８条　主要品

本工事で設計製作する主要品は下記のとおりとする。

１８−１　水位計　　　　１式

静電容量型水位計、電波式水位計、投込み式水位計のいずれかを使用し、既設の井戸に設置可能なものであること。

１８−２　指定製造業者（順不同）

製造指定業者は下記のとおりとする。

東京計器株式会社
横河電機株式会社
株式会社日立ハイテクコントロールシステムズ
富士電機システムズ株式会社
キヤパコンインスツルメンツ株式会社

第１９条　暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。

（１）四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

（２）暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

１）断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をすること。

２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（３）上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第２０条

環境配慮事項

１．本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。

２．騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。

３.機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音･低振動型作業機械の使用に努めること。

４．工事用重機・車輌の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。

５．本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、
最終引渡場所等を報告すること。

６．現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能
な限りリサイクル品を使用するように努めること。

7.コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、　熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。

8.提出する工事関係書類は､可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

第２１条　その他

作業にあたっては、水道施設であることを認識し、衛生管理に十分注意をすること。

本仕様書に定めていない事項及び本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は双方が協議する。

第２章　　主要材料（機器）仕様

第　１条　　水位計　　　　　　　　１式

１－１　三滝西２号井水位計　１台

電源	既設エムシステム技研製電源箱流用　出力ＤＣ２４Ｖ
測定範囲	０～７ｍ
総合精度	±１．５％以内
出力信号	４～２０ｍA
専用ケーブル	１式

１－２　三滝西３号井水位計　１台

電源	既設エムシステム技研製電源箱流用　出力ＤＣ２４Ｖ
測定範囲	０～５ｍ
総合精度	±１．５％以内
出力信号	４～２０ｍA
専用ケーブル	１式

１－３　三滝西４号井水位計　１台

電源	既設エムシステム技研製電源箱流用　出力ＤＣ２４Ｖ
測定範囲	０～６ｍ
総合精度	±１．５％以内
出力信号	４～２０ｍA
専用ケーブル	１式

水位計設置

（１）水位計検地部は、既設井戸防波管に適合するものであること。

（２）電源箱は、既設エムシステム技研製電源箱を流用とすること。

第３章　　現場工事

第　１条　　一般事項

１－１　概要

本工事は、主として計装品及びその他電気機器の既設撤去、据付及び配線工事を行うものである。

工事は、関係法規に準拠し、電気的機械的に完全かつ美麗にして耐久性に富み保守点検が容易に行えるよう施工するものとする。

１－２　位置の決定

計装品などの機器の据付及び配線路の詳細な位置の決定については、係員の指示を受けるものとする。

第　２条　　機器据付工

２－１　機器の据付

機器の据付は図面参考図を基に設置すること。

既設設備への接続等による加工改造は、本工事に含むものとする。

第　３条　　配線工

３－１　一般事項

電線及びケーブルの種類

本工事に使用する電線は次のとおりとする。

①　専用ケーブル　　（製造メーカー標準品）アース線含む

３－２　端末処理

①　各端子への接続は圧着端子で行うこと。

②　各芯線には、端子記号と同一マークを刻印したバンドマークを取付るとともにケーブルにはケーブル記号を記した札をシースに取付けること。

第　４条　　試験

４－１　現場据付及び配線工事完了後、次の試験を行うこと。

既設テレメータへの水位計ループ試験。

４－２　試験用器具及び試験に必要なもの、これに要する消耗品はすべて請負者の負担とする。

４－３　試験方法その他試験の詳細についてはその都度別途指示する。

特記事項
　この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

[別紙]

制定　平成１９年１２月１０日
改正　平成２０年　４月　１日
改正　平成２１年　４月　１日

個人情報取扱注意事項

（基本事項）
第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）
第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。
２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）
第３　乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
２　乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）
第４　乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）
第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）
第６　乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。
２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。